



労働基準監督署では、労働時間にまつわるトラブルが増えているみたいだね。
今回は、労働基準監督署に寄せられる問い合わせや相談内容と労働時間に関する考え方を紹介するね。

労働基準法の労働時間とは、

「労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間」をいい、「労働」及び「労働時間」に該当するか否かは、「労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるもの」で、「労働契約、就業規則、労働協約等の定め」のいかんにより決定されるべきものではない」とされています。



問い合わせ・相談内容の一例



始業前後の更衣や掃除、体操をしています。労働時間だと思うのですが...

それ、場合によっては労働時間です！



タイムカード始業打刻前・終業打刻後に仕事をやってもいいですか

いいません！



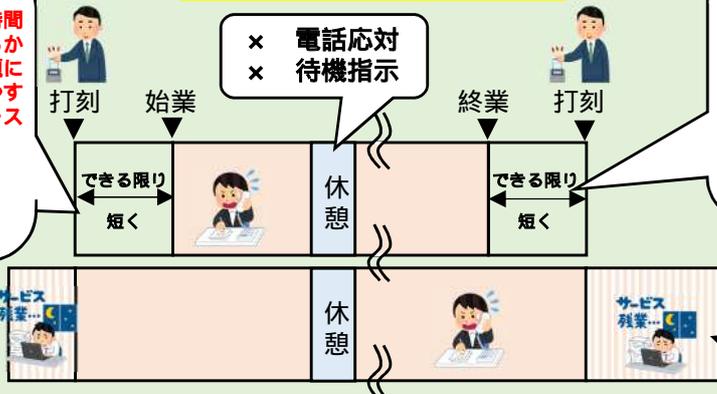
始業前、早めに出社して食事や新聞を読んでいてもよいですか

良いとは言えません！

～ 労働時間の考え方 ～

- × 危険予知 (KY) 活動
- × 業務メールの処理
- × 作業着等の着替
- × ラジオ体操
- × 朝礼
- × 清掃

労働時間になるかが問題になりやすいケース



- × 業務日報の作成
- × 業務メールの処理
- × 清掃
- × 作業着等の着替
- × 研鑽・研修

労働時間になるかが問題になりやすいケース

食事
新聞閲覧

食事
雑談

打刻後の業務従事
PCのPCケーブルを抜いての業務
すべて
賃金不払 (サービス) 残業
です。

×は、業務と密接に関係するため労働時間となります。
は、業務上の義務付け、就業規則での減給処分の対象となっている場合は労働時間となります。
は、特段の指示がない限り労働時間には該当しませんが、その旨を勤怠記録にて明示しておきましょう。
できる限り、打刻 = 始業・終業時刻となるように、労働時間を管理しましょう。



15分単位の労働時間の足切りをやってますが、大丈夫ですか

いけません。それ、労働基準法違反です！



賃金の計算において生じる労働時間の端数の取扱いについては、通達（昭和63年3月14日付け基発第150号・婦発第47号）において、「1か月における時間外労働、休日労働及び深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げる」ことは、常に労働者の不利となるものではなく、事務簡便を目的としたものとして認めるとの解釈を示しておりますが、1日ごとの時間外労働等について、端数を切り捨て、その分の賃金を支払わないことは、労働基準法第24条又は第37条違反となります。

また、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日策定）において、「使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること」とされており、適正に記録する必要があります。

さらに、労働安全衛生法には、長時間労働者を対象とする面接指導を実施するため、事業者が労働者の労働時間の状況を把握しなければならないことが明記されています。

労働時間の把握義務（労働安全衛生法第66条の8の3）

把握方法：客観的な方法その他の適切な方法

記録の作成・保存（3年）

原則
○タイムカードによる記録
○パーソナルコンピューター等の電子計算機の使用時間の記録

↓ 客観的な方法により判断し難い場合（ ）

例外
自己申告制による

次のような場合は例外適用不可

- ・ 事業場外から社内システムへアクセス可能で労働時間の状況が把握可能
- ・ タイムカード等のデータがある
- ・ 事業者の現認による把握が可能

使用者は
残業命令書及びこれに対する報告書
など、使用者が労働者の労働時間を
算出するために有している記録と突
き合わせるにより確認

詳しくは・・・
労働時間の適正な把握の
ために使用者が講ずべき措
置に関するガイドライン
をご参照ください



端数処理の考え方（A会社の労働者Bさんに係るとある年の5月の労働時間実績より）

	打刻時間			労働時間	
	出勤	退勤	休憩	所定	時間外
5月1日	8:30	19:23	1:00	8:00	1:53
2日	8:30	17:45	1:00	8:00	0:15
3日	8:30	18:22	1:00	8:00	0:52
31日	8:30	17:35	1:00	8:00	0:05

✖の取扱いは、
労働基準法第24条
又は第37条違反！

✖ 1時間45分とすること（8分切捨）

✖ 0分とすること（15分切捨）

✖ 45分とすること（7分切捨）

✖ 0分とすること（5分切捨）

22時間として割増賃金支払

✖ 21時間30分として割増賃金支払

✖ 21時間として割増賃金支払

ひと月の時間外労働時間の総和

5月分時間外労働時間（1日8時間超・1週40時間超）

21:31

～つる美ちゃんの紹介～

横浜北労働基準監督署労働基準法周知キャラクター 兼 鶴見労働基準監督署安全衛生推進キャラクター



特徴：羽がついているので転倒しない

よく見るため目はぱっちりしている

趣味：大黒ふ頭や鶴見川上空を飛行すること

好きな路線：鶴見線・京浜東北線・京急本線、横浜線

大好物：鶴見川の活きのいい魚

嫌いなこと：ハンドポケット・歩きスマホ

座右の銘：急がば回れ・急いでは事を仕損じる

転倒災害防止の取組もよろしくね

HPはこちら

つる 鶴 っとすべり
つまずき注意!!
よく 見 て転倒災害防止!!

